

注: 本資料は Deloitte の IFRS Global Office が作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。  
この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、原文については英語版ニュースレターをご参照下さい。

## IFRS in Focus

### IASB、単一の取引から生じる資産および負債に係る繰延税金について IAS 第 12 号を修正

#### 目次

#### 背景

#### 修正点

#### 経過措置および発効日

#### さらなる情報

本 IFRS in Focus は、2021 年 5 月に国際会計基準審議会 (IASB) が公表した、「単一の取引から生じる資産および負債に係る繰延税金」(IAS 第 12 号の修正) というタイトルの IAS 第 12 号「法人所得税」の修正を解説する。

- 本修正は、IAS 第 12 号の当初認識の免除に対する例外を導入する。
- この例外規定を適用することにより、当初認識時に、同額の将来加算一時差異および将来減算一時差異が生じる取引には、当初認識の免除は適用されない。
- 本修正は、表示する最も古い比較対象期間の期首以後に発生する取引に適用される。
- 本修正は、表示する最も古い比較対象期間の期首における、使用権資産とリース負債、および廃棄義務と資産として認識された対応する金額に関連する将来加算一時差異および将来減算一時差異にも適用される。
- 本修正は、2023 年 1 月 1 日以後開始する事業年度に発効する。本修正の早期適用は認められる。

#### 背景

一部の取引について、IFRS 基準は、資産と負債の両方を同時に認識することを要求している。その結果、IAS 第 12 号は、相殺される一時差異の認識を要求し得る。本修正の前には、IAS 第 12 号が、これらの一時差異について繰延税金の認識を要求しているのか、あるいは当初認識の免除が適用されるのかは明確ではない。当該免除は、企業結合ではなく会計上の利益にも課税所得にも影響を与えない取引における資産または負債の当初認識時に、繰延税金資産および繰延税金負債を認識することを禁止している。

#### 修正点

IASB は、当初認識の免除に対するさらなる例外を提供するように IAS 第 12 号を修正する。本修正の下で、企業は、同額の将来加算一時差異と将来減算一時差異が生じる取引には、当初認識の免除を適用しない。

適用される税法により、同額の将来加算一時差異と将来減算一時差異が、企業結合ではなく会計上の利益にも課税所得にも影響を与えない取引における資産または負債の当初認識時に生じる場合がある。例えば、リースの開始日に IFRS 第 16 号を適用してリース負債と対応する使用権資産の認識時に、これが生じる場合がある。IAS 第 12 号の修正を受けて、企業は、関連する繰延税金資産および繰延税金負債を認識することが要求される。繰延税金資産の認識は、IAS 第 12 号の回収可能性の要件の対象となる。

詳細は、下記Webサイト参照

[www.iasplus.com](http://www.iasplus.com)  
[www.deloitte.com](http://www.deloitte.com)  
[www.deloitte.com/jp/ifrs](http://www.deloitte.com/jp/ifrs)

またIASBは、本修正をどのように適用するかを説明する設例をIAS第12号に追加する。

#### 見解

IASBが修正案を公表した際には、そうでなければ企業が同額でない繰延税金資産と繰延税金負債を認識することとなる範囲には、認識の例外を引き続き適用することを提案していた(「キャップ」)。キャップを適用すると、企業は、同額かつ回収可能性の要求事項を適用して企業が認識することとなる繰延税金資産の範囲でのみ、繰延税金資産と繰延税金負債を認識することとなる。

これがIAS第12号の原則と一貫しないことをフィードバックが示したため、IASBは、本修正からキャップを削除することを決定した。さらに、これは複雑であり、適用に負担がかかる。

したがって本修正は、取引の当初認識時に同額でない繰延税金の認識につながるかもしれない。そのような場合、企業は差額を純損益に認識することとなる。

#### 経過措置および発効日

企業は、本修正を、表示する最も古い比較対象期間の期首以後に発生する取引に適用する。

さらに、最も古い比較対象期間の期首に、企業は以下を認識する。

- 以下に関連するすべての将来減算一時差異および将来加算一時差異に対して、(将来減算一時差異を利用できる課税所得が生じる可能性が高い範囲内で)繰延税金資産および繰延税金負債
  - － 使用権資産およびリース負債
  - － 廃棄、原状回復およびそれらに類似する負債、および関連する資産の取得原価の一部として認識される対応する金額
- 利益剰余金(または、適切な場合には、資本の他の内訳項目)の期首残高の修正として、本修正の適用開始の累積的影響

初度適用企業は、IFRS移行日において、これらの規定を適用する。

#### 見解

公開草案において、IASBは、IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」に従った本修正の全面的な遡及適用を提案した。しかし、IASBは、このことが、それぞれのリースおよび廃棄義務が当初認識において同額の将来加算一時差異および将来減算一時差異を生じさせるかどうかを遡及的に評価することを、企業に要求することに気づいた。

したがってIASBは、移行のアプローチには、本修正の目的を達成するが、全面遡及修正アプローチよりも容易で負担が少なく本修正を適用できるようにする項目を含めるものと結論づけた。このアプローチは、どのように本修正がIFRS第16号の経過措置と相互作用するかに関する不確実性を避けることにもなる。

本修正は、2023年1月1日以後開始する事業年度に発効する。本修正の発効日より前の適用は認められる。

#### さらなる情報

IAS第12号の修正についてご質問がある場合は、通常のデロイトの連絡先にご連絡ください。

デロイト会計リサーチ・ツール(DART)は、会計および財務情報開示資料の包括的なオンライン・ライブラリです。

[iGAAP on DART](#) では完全版 IFRS 基準へのアクセスが可能であり、以下のリンクがあります。

- デロイトの最新の iGAAP マニュアル。IFRS 基準に基づく財務報告のためのガイダンスを提供しています。
- IFRS 基準に基づいて報告する企業のモデル財務諸表

DART へのサブスクリプションを申し込むには、[ここ](#)をクリックして、アプリケーション・プロセスを開始し、iGAAP パッケージを選択します。

サブスクリプションパッケージの価格を含む DART の詳細については、[ここ](#)をクリックしてください。

# Deloitte. トーマツ.

## デロイト トーマツ

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ 合同会社ならびにそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション 合同会社を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市以上に 1 万人を超える専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト( [www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp) )をご覧ください。

Deloitte (デロイト)とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人(総称して“デロイトネットワーク”)のひとつまたは複数指します。DTTL(または“Deloitte Global”)ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市(オランダ、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む)にてサービスを提供しています。

Deloitte (デロイト)は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務およびこれらに関連するプロフェッショナルサービスの分野で世界最大級の規模を有し、150 を超える国・地域にわたるメンバーファームや関係法人のグローバルネットワーク(総称して“デロイトネットワーク”)を通じ Fortune Global 500® の 8 割の企業に対してサービスを提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約 312,000 名の専門家については、( [www.deloitte.com](http://www.deloitte.com) )をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人(総称して“デロイト・ネットワーク”)が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約(明示・黙示を問いません)をするものではありません。また DTTL、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関係して直接また間接に発生したいかなる損失および損害に対して責任を負いません。DTTL ならびに各メンバーファームおよびそれらの関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

Member of  
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2021. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001